

ご契約内容の改定に関するお知らせ

さて、このたびご加入いただいている八大疾病(または がん)団信のご契約内容の改定につきまして以下のとおりお知らせいたします。

※「団体信用生命保険」とは、以下の保険制度の総称です。

- がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険
- がん診断保険金特約付き団体信用生命保険

1 改定の内容

保険金のお支払事由の追加、および支払対象の明確化

- ①急性心筋梗塞および脳卒中を発病した場合のお支払事由に「その疾病の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき」を追加し、お支払事由を拡大します（注 八大疾病に限る）。
 - ②悪性新生物(がん)の定義について、支払対象を明確化します(従来からお支払対象としていたものを明記することとしたものです)。
- なお、お客様におかれましてはこの改定にともなうお手続きは不要です。

2 改定実施日

平成 27 年 10 月 1 日

※支払の対象に追加となるのは、手術日が平成 27 年 10 月 1 日以後の急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とした所定の手術です（注 八大疾病に限る）。

3 ご注意いただきたい事項

- ・ 今回の改定内容は、平成 27 年 10 月 1 日より前に保障を開始されたお客さまについても適用となります。
- ・ 急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金のご請求につきまして、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした所定の手術日が同年 9 月 30 日以前であるときは、平成 27 年 10 月 1 日以後にご請求をいただいた場合でも、お支払の対象とはなりません。

変更詳細については以下の通りです。

○団体信用生命保険「がん診断保険金特約」ならびに「急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約」の対比表

【がん診断保険金特約条項】

「特則適用前」の支払対象となる悪性新生物

(別表)

表1 対象となる悪性新生物の定義

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）

表2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

「特則適用後」の支払対象となる悪性新生物

(1) がん診断保険金特約別表の表1に規定される悪性新生物の疾病の定義を次のとおり読み替えます。

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの / 3 . . . 悪性、原発部位 / 6 . . . 悪性、転移部位 . . . 悪性、続発部位 / 9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) がん診断保険金特約別表の表2に規定される分類項目および分類コードに、次の分類項目および基本分類コードを追加します。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物 (D47) のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患 (D76) のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

【急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約条項】

保険金の名称	「特則適用前」の支払事由	「特則適用後」の支払事由
急性心筋梗塞 診断保険金	被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき	被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表2）において手術（別表3）を受けたとき
脳卒中 診断保険金	被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	被保険者がこの特約の責任開始日以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき ① 脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表2）において手術（別表3）を受けたとき

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ① 開頭術 ② 開胸術 ③ ファイバースコープ手術 ④ 血管・バスケットカテーテル手術

お問い合わせは

岡崎信用金庫 リテール営業部
お問い合わせ専用ダイヤル 0120-216-155
月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日・年末年始は除く）